

建設産業構造改善推進3カ年計画

(目次)

基本的考え方	1
1 構造改善についてのこれまでの取組と建設産業の現状	1
2 本計画の位置付けとその内容	1
重点課題とこれに対応した事業の概要	2
1 不良・不適格業者の排除の徹底	2
(1) 建設業法等の遵守の徹底	
(2) 全ての建設産業団体における不良・不適格業者の排除の徹底	
(3) 各種データベースの整備、情報公開の促進	
2 建設生産システムにおける合理化の推進	4
(1) 中央システム協議会、地方システム協議会等における自主的な 取組に対する支援	
(2) 業種別の見積書・注文書・請書等の標準化	
(3) 瑕疵保証・品質保証・性能表示等の環境整備	
3 生産性の向上	6
(1) IT（情報技術）の積極的な活用の促進	
(2) 経営強化のための企業連携の強化促進	
(3) 経営力・技術力の向上による経営革新の支援	
(4) 成長分野への進出についての支援	
4 優秀な人材の確保・育成と雇用労働条件の改善	8
(1) 基幹技能者、多能工等の育成・活用の支援	
(2) 労働災害の原因分析及び防止策の公表	
事業の推進に当たっての留意事項	10

建設産業構造改善推進 3 カ年計画

テーマ	課題	推進事業
1 不良・不適格業者の排除の徹底	(1) 建設業法等の遵守の徹底	建設産業からの暴力団排除の徹底 経営事項審査の資料を活用した建設業者に対する検査・監督の徹底 「発注者支援データベース・システム」の市町村での導入促進 施工体制台帳等を活用した現場への立ち入り検査の拡充
	(2) 全ての建設産業団体における不良・不適格業者の排除の徹底	建設産業団体における不良・不適格業者の排除の申合せの実施 会員情報の公開
	(3) 各種データベースの整備、情報公開の促進	経営事項審査に係る情報のアクセスしやすい形での公表 建設技術者、技能者等の情報のデータベース化 行政処分情報のアクセスしやすい形での公表 建設業法 110 番（仮称）の創設 専門工事業者企業力指標（ステップアップ指標）の充実、活用
2 建設生産システムにおける合理化の推進	(1) 中央システム協議会、地方システム協議会等における自主的な取組に対する支援	中央システム協議会を活用した多様な建設生産システムの検討 地方システム協議会を活用した具体的な合理化の取組に対する支援 専門工事業界における横断的な取組の支援 地域の特性を考慮した建設産業ビジョンの検討
	(2) 業種別の見積書・注文書・請書等の標準化	建設工事標準下請契約約款に準拠した見積書・注文書・請書等の標準化
	(3) 瑕疵保証・品質保証・性能表示等の環境整備	建設産業団体による瑕疵保証・品質保証・性能表示等の検討 各業種の特性に即した技術基準、施工標準等の作成支援
3 生産性の向上	(1) IT（情報技術）の積極的な活用の促進	ITの建設産業における活用方策の検討 CI-NETの普及促進 建設CALS/E Cの対応支援 各建設産業団体におけるITの導入の支援
	(2) 経営強化のための企業連携の強化促進	合併・営業譲渡・協業化による経営効率化に対する支援 新たな企業連携のあり方についての検討
	(3) 経営力・技術力の向上による経営革新の支援	革新的な経営戦略に対する各種支援 経営者研修の実施など建設産業の担い手に対する啓蒙 建設工事の原価計算基準の検討及び普及 JV会計制度の検討
	(4) 成長分野への進出についての支援	成長分野へ進出するための手法の検討支援 建設産業団体における品質保証など成長分野への進出支援策の検討
4 優秀な人材の確保・育成と雇用労働条件の改善	(1) 基幹技能者、多能工等の育成・活用の支援	基幹技能者の評価制度の確立への支援 基幹技能者、多能工等の活用マニュアルの作成 各企業による組織的・体系的な人材育成マネジメントシステムの確立への支援 ITを活用した人材育成方策の検討
	(2) 労働災害の原因分析及び防止策の公表	建設現場における安全管理活動の効果的な実施 技術者、技能者に対する適正な安全講習の推進 安全活動に係る情報交換ネットワークの構築

基本的考え方

1 構造改善についてのこれまでの取組と建設産業の現状

建設産業は、我が国のGDPの約15%程度、雇用の約1割を占め、住宅・社会資本整備の担い手として、重要な役割を果たしている。

また、近年、バブル経済の影響による未曾有の高収益の時代やバブルの崩壊後の厳しい経営環境の時代を経験して、建設産業も大きな転換期にある。

さらに、今後は、我が国経済が安定成長と見込まれる中で、建設投資は横ばいで推移し、将来的にも大きな伸びが期待できないという厳しい環境にあり、建設産業も、競争の激化の中で、優勝劣敗、淘汰の時代を迎えようとしている。

建設省においては、このような状況を踏まえ、21世紀に向けて、この建設産業の抱える課題を分析し、将来ビジョンと政策の基本的方向を示した「建設産業政策大綱」(平成7年度)を取りまとめるとともに、その後の経済社会の状況変化を踏まえ、「建設産業再生プログラム」(平成11年)を取りまとめたところである。

なかでも建設産業の構造改善については、昭和63年の中央建設業審議会の答申を受けて、「構造改善推進プログラム」(平成元年度～平成3年度)、「第二次構造改善推進プログラム」(平成4年度～平成6年度)、「構造改善戦略プログラム」(平成7年度～平成11年度)を実施することにより、労働時間の短縮や人材の確保、契約や代金支払の適正化、経営の改善、雇用の調整等の分野において、官民一体となって構造改善事業に重点的に取り組んできた。

この結果、建設業の年間総労働時間は、2,248時間(H元)から2,038時間(H11)に大幅に短縮され、新規学卒者入職率も、4.6%(H元)から6.2%(H11)に増加するとともに、契約締結については、書面により行われたものが32.0%(H元)から69.0%(H11)になるなど一定の改善が図られたところである。

2 本計画の位置付けとその内容

今後、厳しい経営環境の中、建設産業においても、各企業が、自己責任、自助努力で、経営の革新などを進めることにより、建設産業全体の構造改善を促進させることが重要である。

このため、行政の役割としては、各企業が多様な経営方針や組織形態などを選択できる環境の整備と、競争的な市場環境、すなわち、技術と経営に優れた企業が成長する環境の整備が求められている。

また、現下の厳しい経営環境の中で、コストダウンの裏付けのない安値受注競争や専属的な関係における下請への一方的なコストの押付けが見受けられるなど、今後、建設産業全体の活力や品質の低下などに繋がる恐れが高まっている。

さらに、中長期的には、労働人口の減少などに伴い、技能労働力の逼迫が生ずる可能性があるとともに、雇用体系の変化の中で労働力の一層の流動化が予想される。

今回策定する「建設産業構造改善推進3カ年計画」は、平成12年度からの3年間において、建設産業政策大綱や建設産業再生プログラムなどに沿って、どのような構造改善の取組を重点的に実施すべきかについて取りまとめたものであり、「構造改善戦略プログラム」(平成7年度～平成11年度)の事業を基本的に継続するとともに、その重点化を図ったものである。

具体的には、各企業や各建設産業団体において、自主的かつ重点的に取り組むべきテーマを明らかにするとともに、各テーマについて、現状や課題、事業の目標、具体的な事業内容、行政や(財)建設業振興基金等における支援の内容等を取りまとめたものである。

重点課題とこれに対応した事業の概要

1 不良・不適格業者の排除の徹底

<現状>

現下の縮小した建設市場の中で、各企業は、当面の受注確保に奔走しており、特に、官公庁の入札・契約制度においては、請負金額を中心に入札参加者を決定されるとともに、入札価格のみが請負業者決定において最優先されているため、自ら施工管理を行わない者、必要な技術者を雇用しない者、品質を疎かにして手抜きをする者など、数多くの不良・不適格業者が公共工事を受注し、適正な競争を妨げているとの指摘がある。

また、こうした不良・不適格業者が存在するため、優良な建設業者が、資格取得者の育成など生産構造をより改善しようという取組を進めようとしても、人件費等の固定費が増加し、厳しい受注競争の中で不利な結果をもたらすなど、改善意欲を削ぐことになりかねず、建設産業の健全な発展の妨げとなっている。

さらに、適正な施工体制を確保するための施工体制台帳等の整備についても、いまだ不十分である。

<課題>

優良な建設業者の努力の結果を適正に建設市場に反映させ、建設工事の品質確保、コスト縮減等を実現することが最大の課題である。

また、不良・不適格業者の排除のためには、行政において建設業法等の遵守を徹底することはもちろんであるが、各々の建設業者が、自らを不良・不適格業者と区別することが肝要であり、建設業界全体で不良・不適格業者の存在を許さない環境を自らが作り出すことが重要な課題である。

<目標>

建設業法を所管する部局及び全ての公共発注者において、建設業法に違反する不良・不適格業者を排除するための取組の強化・徹底を図る。

全ての建設産業団体において、不良・不適格業者を排除する取組を行う。

建設産業のサービスの受け手である国民に対し、技術と経営が優れた建設業者を適正に評価できる環境を整備する。

<具体的な事業内容>

(1) 建設業法等の遵守の徹底

建設産業からの暴力団の排除の徹底

「建設業者の役員等が暴力団の構成員の場合は建設業許可を出さない」、「暴力団が実質的な経営を行っている不良業者には発注しない」など、警察部局との密接な連携を強化しつつ、建設産業からの暴力団排除を一層徹底する。

経営事項審査の資料を活用した建設業者に対する検査・監督の徹底

経営事項審査にチェックシステムを設け、各事項に記載された内容についての精度を高めるとともに、経営事項審査における申請書・添付資料を活用して、一人当たりの完成工事高が異常に高い値を示した業者について特別に検査を行うなど、検査・監督の徹底を図る。

「発注者支援データベース・システム」の市町村での導入促進

各都道府県においては、発注者支援データベース・システムがほぼ導入されたが、未だ市町村においては殆ど導入されておらず、全ての発注者が建設業法第26条第3項に定める監理技術者等の現場専任制を確認するよう、システムの導入を促進する。

施工体制台帳等を活用した現場への立ち入り検査の拡充

施工体制台帳の整備の趣旨を徹底するとともに、適宜、建設業法に基づき設置されている施工体制台帳を活用して、現場への立ち入り検査を行い、一層適切な現場施工体制の確保を図る。

(2) 全ての建設産業団体における不良・不適格業者の排除の徹底

建設産業団体における不良・不適格業者の排除の申合せの実施

各建設産業団体において、自主的に、不良・不適格業者を自ら排除するため、悪質な業者の排除手続を定めるなど、会員間で申し合わせを行う。

会員情報の公開

建設産業団体加盟の各会員の業務実績、所属する監理技術者の情報等について公開するなど、優良な業者と不良・不適格業者を区別できる活動を支援する。

(3) 各種データベースの整備、情報公開の促進

経営事項審査に係る情報のアクセスしやすい形での公表

経営事項審査時に添付される建設業者に関する情報について、インターネット等の活用により、広く国民に提供できるようなデータベース化の検討を行う。

建設技術者、技能者等の情報のデータベース化

建設技術者、技能者等に関する過去の施工経験や保有する資格情報について、既存データベースの活用等を含め、広く国民に提供できるようなデータベース化の検討を行う。

行政処分情報のアクセスしやすい形での公表

建設業法等に基づく行政処分について、処分をした日、処分を受けた建設業者の商号、処分の内容等を簡便に検索できるデータベース・システムの検討を行う。

建設業法110番（仮称）の創設

インターネット等のアクセスしやすい手法を用いて、建設業法に抵触するような事実についての情報を受け付ける窓口の設置について、検討を行う。

専門工事業者企業力指標（ステップアップ指標）の充実、活用

ステップアップ指標について、元請や消費者が専門工事業者を的確に評価するための指標として、内容の一層の充実及びその積極的活用を図る。

2 建設生産システムにおける合理化の推進

<現状>

元請下請関係の適正化については、これまでも平成3年には「建設産業における生産システム合理化指針」を策定し、これに基づき、書面による契約の締結、明確な経費内訳による見積・協議の徹底、工期、請負代金等の変更に関する適正な手順の徹底などを行い、総合的管理監督機能を担う総合工事業者と直接施工機能を担う専門工事業者との間で、対等なパートナーシップが確立されるとともに、発注者の信頼に応えうる適正かつ効率的な建設生産システムが確保されるよう努力してきたところである。

また、最近では、リフォーム分野などでは、直接、専門工事業者が消費者と契約を行い、管理・施工を一体化したり、大型工事や住宅建築において、CMを活用した施工も見受けられるなど、建設生産システムの多様化が進展してきている。

しかしながら、平成11年に建設省が行った下請代金支払状況等実態調査の結果を見ても、元請下請間で建設工事の開始に先立って契約書を用いて取引をしていないものが31.0%、通常の手形期間が120日を超えるものが公共工事においては12.3%、民間工事においては13.2%と、未だに請負契約やその支払が徹底されていない状況である。

また、適正な手順による請負価格の決定、財務管理や原価管理などの確な経営管理の徹底などについても、不十分な事例が多く見られ、合理化指針が遵守されていない状況である。その後申し合わせされている「契約締結に至るまでの適正な手続等に関する指針」や「条件変更時の適正な手順」などについても、依然として守られていない状況である。

<課題>

建設投資の伸びが期待できないと予測される非常に厳しい環境の中で、適正な競争環境を維持するためには、「建設産業における生産システム合理化指針」のより一層の徹底は、建設産業全体の最優先課題である。

特に、これまでに行われた各種の申し合わせ事項について、その実効を高めるために、より具体的な取組を推進することが必要である。

また、適正な元請下請関係を維持しながら、単なる企業規模の縮小によるリストラ等短期的な視点による合理化ではなく、長期的な視点から市場の縮小に対応した合理化を推進するとともに、21世紀の国民のニーズに対応した新たな建設サービスを提供することが重要である。

<目標>

建設産業界が自ら一体となって、建設生産の合理化について検討していく場の整備を進める。

全ての建設業者が自らの役割と責任を明確にし、適正に業務が遂行できる具体的な取引環境を整備する。

21世紀の国民ニーズに対応した、新たな建設関連サービスの提供を促進する。

<具体的な事業内容>

(1) 中央システム協議会、地方システム協議会等における自主的な取組に対する支援

中央システム協議会を活用した多様な建設生産システムの検討

最近の分離発注、CM方式、コストオン方式等に見られるような多様化してきた建設生産システムについて、総合工事業者、専門工事業者等の役割や施工形態の実状を把握し、標準的なルールの確立やその位置付けについて検討する。

また、瑕疵保証・品質保証などを実施する際における元請下請間の課題についても、検討を行う。

地方システム協議会を活用した具体的な合理化の取組に対する支援

地方建設業者が設置した地方システム協議会における、その地域特性を踏まえた建設生産システムの合理化の検討について積極的に支援するとともに、連絡会議等を活用して、各々の協議会の活動についての情報交換を推進する。

専門工事業界における横断的な取組の支援

専門工事業界の横断的な課題について、建設産業専門団体協議会における取組などを支援する。

地域の特性を考慮した建設産業ビジョンの検討

各地域ごとの建設投資の動向、建設産業の現状について把握するとともに、今後の建設産業に対するニーズや建設産業のあり方などについて、住民や学識経験者等の意見を収集し、地方における建設産業のビジョン及びそれを踏まえた具体的な施策や取組についての検討を支援する。

(2) 業種別の見積書・注文書・請書等の標準化

建設工事標準下請契約約款に準拠した見積書・注文書・請書等の標準化

各業種別の建設産業団体において、現在の施工体制に合わせ、費用負担やリスクの明確化等を行い、例えば、標準仕様書や詳細な約款を取り決めるなど、注文書等の書式についての標準化や既存書式の見直しを検討する。

また、併せて、最近の課題である建設廃棄物の処理、再資源化について、具体的な費用負担や役割についての標準化について検討する。

(3) 瑕疵保証・品質保証・性能表示等の環境整備

建設産業団体による瑕疵保証・品質保証・性能表示等の検討

住宅の品質確保の促進等に関する法律が施行され、住宅の品質の確保、瑕疵担保、性能表示が実施されることを踏まえ、他の建設生産物についても、請負契約を履行する上で、責任施工体制を確立し、施工後の品質を確保できるよう、建設産業団体等による瑕疵保証・品質保証等の検討を支援すると共に、顧客のニーズに応えるための性能表示の検討を支援する。

各業種の特性に即した技術基準、施工標準等の作成支援

品質の確保を図るため、各業種毎に、施工に関する特殊な技能や固有な施工手順等について分析を行い、各々の業種の施工に係る技術的な基準や施工標準等の検討を支援する。

3 生産性の向上

<現状>

各産業において、価格破壊などと呼ばれている熾烈な価格競争が進む中で、建設産業に対しても、良質なものを安く提供してほしいという国民のニーズが、特に高まっている。

公共事業に関しても、現在の厳しい財政事情の下、限られた財源を有効活用し、効率的な公共事業の執行を通じて社会資本整備を着実に進めるべきであり、コスト縮減対策の行動指針を作成し、発注者においても、コスト縮減の取組が進められている。

また、入札・契約制度についても、適正な施工を確保するため、最低制限価格制度(一定の金額以下での入札者については、品質等に問題が生じる恐れがあるため、自動的に排除する制度)から低入札価格調査制度(一定の金額以下での入札が行われた場合、適正な見積等によるものかどうか調査を行い、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合には排除することができる制度)に移行することが求められている。

さらに、厳しい競争環境を踏まえ、受注価格が予定価格の6～7割程度の事例も多発するようになり、極端な低価格受注の場合には、適正な施工の確保ができず、加えて、建設労働者の労働環境についても悪化していくことが懸念されている。

<課題>

厳しい価格競争の中、労務費の切り詰め、外注費の一律削減などの対応では、労働条件等が劣悪になり、建設産業が魅力ある産業となることは困難である。

このため、建設産業全体において、自らが生産性を高め、適正な利潤が得られるよう、生産システムを見直すことが強く求められており、施工に係る労働生産性の向上はもちろんのこと、企業連携などを含めた経営革新による生産性の向上について、広く検討する必要がある。

また、経営面の状況が迅速かつ適切に建設現場の生産に反映されるよう、標準的な建設工事の原価計算基準の整備を行うとともに、建設産業に関わる企業情報の一層の公開等を検討する必要がある。

さらに、持続的な建設産業の発展を考え、従来の建設産業の分野に依存するばかりでなく、成長期待分野等への積極的な進出を検討することが必要である。

<目標>

IT(情報技術)等の先端技術の活用や戦略的な経営手法の導入などにより、厳しい経営環境の中でも、各企業が適正な利潤を確保できる活力ある建設生産システムを構築する。

建設市場における消費者等のニーズや評価を適正に経営へ反映できるよう、経営判断が生産部門などに迅速かつ的確に徹底できる体制の確立を図る。

成長分野への展開を積極的に支援し、持続的な建設産業の発展を目指す。

<具体的な事業内容>

(1) IT(情報技術)の積極的な活用の促進

ITの建設産業における活用方策の検討

建設生産の合理化や構造改善の観点から、近年急速に高度化した情報技術を建設産業においても積極的に活用していくために、新たなビジネスモデルの課題や留意点を抽出するとともに、生産現場での活用方策等の検討を行う。

CI-NE Tの普及促進

インターネットを利用したCI-NE Tの簡易ツールが完成したことを踏まえ、簡易ツールの導入促進など、CI-NE Tの幅広い普及を図るとともに、C-C A D E Cにおいて策定したC A Dデータ等の交換標準などについても、普及を促進する。

また、ユーザーのニーズや情報技術の革新に対応して、E D I標準(ビジネスプラットフォーム)などの高度化を図る。

建設C A L S / E Cの対応支援

早期に建設C A L S / E Cの対応が可能となるよう、各建設産業団体において実施される建設C A L S / E Cの導入のための環境整備について、積極的な支援を行う。

各建設産業団体におけるITの導入の支援

各建設産業団体においては、インターネット等を活用して、会員や外部に対する情報発信機能の強化を行うとともに、会員に対する研修等による会員の意識の向上等に努めるなど、主導的にIT導入を促進する。

公的機関においては、標準化の推進や建設業界におけるIT活用の普及のための環境整備を推進する。

(2) 経営強化のための企業連携の強化促進

合併・営業譲渡・協業化による経営効率化に対する支援

現在、合併企業等に対して公共事業の発注者が実施している資格審査の特例措置、過去の指名実績の配慮等入札参加機会の確保について徹底する。

また、合併・協業化に関連する債務保証、マニュアルの整備等の支援を行う。

さらに、中小企業の経営の合理化や取引条件の改善を図るため、協業組合等を積極的に活用し、経営の更なる効率の促進を図る。

新たな企業連携のあり方についての検討

更なる経営体質の強化及び建設産業の構造改善を進めるため、異業種間の企業連携など、新たな企業連携のあり方について検討を行う。

(3) 経営力・技術力の向上による経営革新の支援

革新的な経営戦略に対する各種支援

革新的な経営戦略について積極的に支援を行うとともに、各業種横断的な課題について、情報交換、検討等を行う。

経営者等研修の実施など建設産業の担い手に対する啓蒙

これまで実施している経営者研修において、具体的な事例研修や他産業界における取組に関する研究を行うとともに、経営革新に係る情報についても積極的に提供するなど、建設産業における経営革新を促進する。

建設工事の原価計算基準の検討及び普及

より一層の生産性向上を目指し、統一的な建設工事の原価計算の指針の検討及び普及を進めるとともに、個々の建設業者が適正に評価されるような企業情報の公開について検討する。

J V会計制度の検討

J Vにおける企業間の会計処理の透明性を高めるため、J Vの会計制度について実態調査を行い、その特性に応じた会計処理の指針づくりを行う。

(4) 成長分野への進出についての支援

成長分野へ進出するための手法の検討支援

建設産業の各業種の持つ既存の技術やノウハウを活用して、情報産業や環境ビジネスに関連するインフラ分野への進出、リフォーム分野やバリアフリーに係る分野における企画・設計・施工等の分野へ進出など、成長分野へ進出するための手法の検討について、支援する。

建設産業団体における品質保証など成長分野への進出支援策の検討

成長分野への進出について、品質保証を行うなど、建設産業団体において支援できる施策について検討する。

4 優秀な人材の確保・育成と雇用労働条件の改善

<現状>

建設産業は、大規模な生産設備を保有するものではないため、その発展は、各企業の技術力や経営力の強化とともに、これらの活動を担う人材の確保・育成や個々の人材が保有する技術や技能の向上に大きく影響を受けるところである。

このため、これまでも、元請の技術者への効率的な施工方法の提案や他の職種の職長との調整などが行える「基幹技能者」や、既に技能を有している技能者が関連した他の職種の技能をある程度習得すること等により、いくつかの工事を横断的に施工できる「多能工」などの育成に取り組んできたところである。

しかし、建設産業における若年者の離職率は他産業と比較すると依然として高い状況にあり、さらに、少子・高齢社会を迎え労働人口が減少するとともに、我が国の終身雇用・年功序列の雇用体系が崩れ、多様な就業選択が増加していくと見込まれることから、景気動向等の変化に伴う労働力の一層の流動化が予想されている。

したがって、優秀な人材の確保・育成に取り組むことが重要であることはいうまでもないが、このような人々に蓄積された技術や技能、ノウハウは、作業環境等が現場ごとに異なる建設産業では個々の技術者、技能者等において管理されることが多いため、今後の世代交代のスピードを勘案すると、早急に伝承していく方策を検討しなければならない状況である。

また、建設産業における労働災害については、優秀な技術、技能等を有する建設労働者が安全に施工に携わることができる環境を確立するため、これまで各種の規制を中心に労働災害の防止に努めてきたが、建設における労働災害による死者数は、平成11年度では全産業の約4割を占めるなど、依然として高い水準を示している。

<課題>

21世紀に向けて、建設産業を担う人材を安定的に確保するためには、優秀な新たな人材を集め、育成できる環境を整備するとともに、技術や技能、ノウハウを修得した建設労働者が満足し誇りを持って仕事ができる環境を整備することが求められている。

また、今後、建設産業において基幹技能者・多能工等の優秀な建設労働者の確保・育成・活用を推進するためには、適正に技術や技能が評価されることにより、労働者の処遇改善等の雇用条件に反映されるシステムを確立する必要があり、そのことが若年層に魅力ある産業と映ることにもつながる。

さらに、多くの熟練労働者が定年等により退職することが見込まれる中、各企業の建設労働者の育成は、現場でのOJTを中心としたいわゆる徒弟制的な方法から、長期的な経営方針に基づいた一つのマネジメントシステムとして計画的に取り組むことが必要である。

一方、工事現場の安全確保は、各種規制の遵守が基本であるが、厳しい経営環境の中、本来の事業活動の効率性を踏まえた、関係者による日々の安全活動の実施などの自主的な取組が一層重要になってきており、効果的な安全活動の実施要領の策定などが求められている。

<目標>

優れた建設労働者が各企業や市場において適正に評価される環境を整備する。

各企業において、優れた建設労働者を確保・育成・活用できる環境を整備する。

労働災害を引き起こす要因について究明するとともに、その要因を減ずる対策についての周知徹底を図る。

<具体的な事業内容>

(1) 基幹技能者、多能工等の育成・活用の支援

基幹技能者の評価制度の確立への支援

民間資格の創設など、基幹技能者が適正に評価される制度の確立について、支援を行う。

基幹技能者、多能工等の活用マニュアルの作成

基幹技能者、多能工等の活用事例の収集等を行い、基幹技能者、多能工等の役割や有効な活用手法等に関するマニュアルを作成する。

各企業による組織的・体系的な人材育成マネジメントシステムの確立への支援

各企業による組織的・体系的な人材育成マネジメントのあり方について、他の産業の取組事例等との比較・検討を行うとともに、適切な人材マネジメントを実施している企業を適正に評価する方策について検討を行う。

また、基幹技能者等の活用を行っている企業についても、専門工事業者企業力指標(ステップアップ指標)などの公的な評価制度において、評価する仕組みについて検討を行う。

ITを活用した人材育成方策の検討

ヴァーチャル技術を活用した技能訓練や、施工技術を客観的に標準化・データベース化し活用することによる技能の蓄積、伝承など、IT(情報技術)を活用した新たな人材育成方策について、検討を行う。

(2) 労働災害の原因分析及び防止策の公表

建設現場における安全管理活動の効果的な実施

建設現場における安全管理活動の実態調査を行い、より効果的な実施方法について検討し、適正な実施の促進を図る。

技術者、技能者に対する適正な安全講習の推進

各業種の事故特性を勘案した事故防止に係る技術的事項の検討や建設マスターを活用した安全講習会の実施について、支援を行う。

安全活動に係る情報交換ネットワークの構築

各建設産業団体が収集・データベース化する建設工事に係る事故事例等の情報について、その特徴及び原因等を分析し、インターネット等を活用し対策等についての情報を提供する。

事業の推進に当たっての留意事項

建設産業において構造改善を効率的かつ着実に進めるために、事業の実施に当たっては以下の点に留意する。

構造改善事業の効果的な運用を図るために、建設産業団体あるいは企業としての明確な将来ビジョンを持ち、厳しい経営環境を乗り越えるために確固たる意思で構造改善に取り組む団体あるいは企業に対し、事業支援を行うこと。

事業実施の責任体制の強化を図るため、事業ごとの推進主体、事業内容、事業期間等を明確化した上で、一定期間ごとの事業効果の把握を行うこと。

各種支援団体による構造改善事業については、十分な調整のもと重点的かつ効率的な事業展開を図ること。

構造改善の推進に当たっては、発注者の理解と都道府県、政令指定都市等における構造改善の支援が不可欠であることから、事業の実施に当たってはその連携強化に努めること。